

令和4年川南町教育委員会第9回定例会会議録

- 1 日 時 令和4年9月22日(木) 午前9時30分～午前11時10分
- 2 会 場 川南町生涯学習センター
- 3 出席者 坂本 幹夫教育長、川添 健一教育長職務代理者、富山 美津子委員
小嶋 久美子委員、本多 京子委員
- 4 欠席委員
- 5 関係職員 山本博課長、平部至識教育対策監、橋口実課長補佐、
今井妙学校教育係長
- 6 議 事

○教育長

ただ今から令和4年川南町教育委員会第9回定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより本多京子委員を指名します。

○本多委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、原案どおり承認することに決定しました。

○教育長

日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。9月の報告事項でございます。2日から議会が始まりました。7日に一般質問と議案質疑が行われました。11日は中学校体育大会でしたが、開催したのは国光原中学校のみとなりました。唐瀬原中学校は、10月1日に延期となっております。16日は教職員評価制度に係る校長の中間ミーティングを行いました。17日に予定されていた伊倉ヶ浜清掃ボランティアは中止になりました。20日は議会最終日で、採決が行われました。21日は教職員人事異動方針説明会があり、令和5年4月1日付け教職員人事異動についての説明を受けました。本日は教育委員会定例会、24日からは西都児湯地区の中学校秋季体育大会が行われます。25日の軽トラ市は、16周年記念セレモニーが9時から行われ、副知事や国会議員も参加されるようです。10月ですが、1日土曜日に福祉センターのオープニングセレモニーが行われますので出席します。唐瀬原中学校の体育大会にも時間を調整し参加してきます。2日に予定されている小学校の運動会は、昨年同様に午前中のみの開催となります。5日は川南町長寿会女性部の研修大会に参加

します。6日は町校長会と社会教育委員第1回会議があります。8日には国光原中学校の文化祭が行われます。12日は山本小学校支援訪問がありますので、御出席をよろしく願います。16日はザ・フェスティバル・イン・トロントロンが開催予定です。20日は唐瀬原中学校の文化祭が行われます。21日は教育委員会定例会と総合教育会議となっていますので、よろしく願います。26日は川南小学校の支援訪問ですので、出席をよろしく願います。28日には令和4年度県市町村教育委員連合会の研究大会が予定されます。ここ何年かは中止となっていました。今年度は開催されるのではないかと思いますので、出欠について後ほど御報告ください。【別紙資料により、新中学校統合に係るこれまでの経緯等について説明】私からは以上です。次に課長願います。

○課長

2ページをお願いします。

1番目、9月議会の教育課関係の補正予算についてです。

議会の最終日が、令和4年9月20日（火）に開会され、令和4年度一般会計補正（第4号）が可決となりました。

事業内容、予算額等については記載のとおりです。御確認ください。

主なものとして、新中学校建設用地の南側の土地の取得費、補償費として、2億3500万円の予算があります。取得予定地の面積は、17,465.91㎡で、土地の所有者は3人になります。予算が可決となりましたので、本格的に交渉に入ります。

2番目、小学校運動会及び中学校体育大会についてです。唐瀬原中学校の体育大会が10月1日（土）に開催されます。来賓として、町長部局からは日高町長、教育委員会からは、坂本教育長と本多教育委員が出席となります。

小学校運動会が、10月2日（日）に一斉に開催されます。町長部局及び教育委員会からの出席は、記載のとおりです。

3番目、中学校文化祭についてです。10月8日（土）に国光原中学校、10月20日（木）に唐瀬原中学校で開催されます。

4番目、就学時検診についてです。10月12日（水）から14日（金）までの期間で行います。

5番目、新中学校「校名募集」についてです。募集を9月12日（月）から9月30日（金）までの期間で行います。応募資格は、町内在住者、町内在学者、町内勤務者、両中学校卒業生となります。たくさんの方にこれからの未来ある新中学校に合う校名を考えていただき応募していただきたいと思えます。

6番目、親善バレーボール大会についてです。10月16日（日）に開催を予定していましたが、コロナ感染拡大の影響により「中止」することになりました。

最後に、記載はしていませんが、本日出席いただいている小嶋久美子教育委員の任期が今月末で終了になります。小嶋委員におかれましては、長年にわたり本町教育行政に御尽力いただき大変感謝しています。ありがとうございました。

なお、後任として9月の議会に椎木裕二さん（西の別府地区）を教育委員として提案し承認されましたので、御報告します。私からは以上です。

○教育長

次に、教育対策監をお願いします。

○対策監

まず、児童生徒の状況についてです。

現在、本町の児童生徒数は1240名で、8月から変更ありません。また、児童生徒の命に係る事故や問題等の報告は特にあがってきておりません。8月29日の2学期始業の日の欠席者数は、小学校と中学校、合わせて122名、そのうちコロナ陽性と濃厚接触者による欠席者数は小学校と中学校、合わせて82名でした。

フロンティアルームの通室状況は1名で増減なしです。

次に教職員の状況についてですが、8月中は交通違反や交通事故の報告は挙がってきておりませんでした。先日自転車との接触事故の報告が1件ございました。今後も、校長会や教頭会の折に、交通安全とともに交通ルールを遵守するよう職員に対して指導をお願いしていきたいと考えております。

これまでの行事ですが、そこに載せてあるとおりです。今後の行事ですが、10月1日に唐瀬原中の体育大会、10月2日に小学校の運動会、6日に校長会、8日に国光原中の文化祭が行われます。なお、唐瀬原中の文化祭は8日から20日に変更になっております。12日に山本小学校支援訪問、12日から14日まで就学時健康診断、21日の教育委員会定例会の後に、総合教育会議、26日に川南小の学校支援訪問が計画されています。

その他でございます。まず、学校訪問の計画についてであります。先ほど、今後の行事のところで述べましたとおり、学校支援訪問につきましては、10月12日に山本小学校、26日に川南小学校で計画されております。当日、教育委員の皆様には、山本小学校は午前8時50分、川南小学校は朝7時30分に集合していただきます。今回、集合時刻が異なりますので、御注意ください。当日は校長先生の学校経営方針を聞いて授業参観をしていただきます。したがって、委員の皆様は午前中のみ参加になります。11月9日の通山小学校につきましては、本年度は視察訪問になります。教育委員の皆様には学校に11時頃来ていただき、5校時の授業参観、給食・清掃参観、意見交換が計画されております。

続きまして、運動部活動の地域移行についてであります。別紙を御覧ください。令和4年6月6日にスポーツ庁から運動部活動の地域移行に関する検討会議提言が出されたことに伴い、本町においても令和5年度から両中学校の運動部活動の地域移行について取り組んでいくこととしております。ここに町教育委員会の基本的な考え方をまとめております。これから検討委員会を立ち上げて検討して参ります。

最後になりますが、英検の中学校3年生の受験申込み状況は、そこに載せてあるとおりでございます。

以上で、私の説明を終わります。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○小嶋委員

新中学校の校名募集を行っていますが、募集期間が短いのではないかと思います。あわせて、もう少し町民への周知を図るべきではないでしょうか。お知らせかわみなみで

は確認しました。しかし、見逃す方もいらっしゃると思いますので、町の公式LINE等も利用されるといいのではないのでしょうか。

○課長

募集期間につきましては、新中学校設立推進委員会の総務部会で検討し設定しています。周知方法は、全戸配付のお知らせかわみなみ、宮崎日日新聞にも掲載を依頼しました。庁舎のロビー、図書館にもアンケート回収箱を置かせてもらっています。

○小嶋委員

両中学校の卒業生にも応募資格があるようですが、その方々への周知はどのようにしていますか。

○課長補佐

町長のフェイスブック、インスタグラムの発信力に頼っているのと口コミで拡散することを期待しています。

先ほどの募集期間については、中学校統合において参考にしている先進校より1週間程度は長く設定したところですが、また、両中の全生徒及び小学校の上学年に校名を募集し、タブレットで回答ができるように手配しています。あわせて、保護者にも全戸配付しています。

委員より提案のありました町公式LINEについては、早速手続きを行いたいと思います。

○小嶋委員

わかりました。もう1点質問させてください。

唐瀬原中学校の休校時のオンライン授業について、何か情報がありましたら教えてください。

○対策監

オンライン授業については、問題なく行うことができたとの報告を受けています。訓練ではなく、このような状況の時にやりたいという校長先生をはじめ先生方の強い思いがあり、校長先生のリーダーシップの下、オンライン授業を行っていただきました。午前中の4時間のみだったようですが、唐瀬原中学校では、オンライン授業が可能と確認できました。Wi-Fi環境の整っていない生徒については、登校させて授業をしたようです。実際に登校した生徒は数名だったようですので、大方の家庭でWi-Fi環境は整っていることも確認できました。

○小嶋委員

ありがとうございます。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○川添委員

補正予算について説明がありました。委託料で基本設計が計上されているようですが、この予算で校舎の配置などが決まるということですか。

○課長補佐

今回の委託料は、造成工事に伴うもので、学校建設予定地及びその周辺の地形について測量を行います。主な目的は排水の流れを把握するためです。基本設計において、造

成の高さや排水路の大きさ等の検討を行うこととしています。この業務とは別に、新校舎の配置や設計等を行う業務を改めて委託することになります。

○川添委員

わかりました。

先日、回覧板の中に教育委員会だよりが入っていました。重要な内容でしたので、振興班に一部だけではなく、全戸配付されるといいのではないのでしょうか。

○課長補佐

タウンプラスにて全戸配付しているお知らせかわみなみと同封してもらおうと考えておりましたが、タウンプラスには重量制限があるとのことで断念したところです。今後、対応を考えていきたいと思えます。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第1号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました「専決第1号 川南町会計年度任用職員の任用について」教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第1号は、「川南町会計年度任用職員の任用について」、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2の規定により次のとおり任用するものです。

当該職員は、〇〇〇〇氏で川南町会計年度任用職員（教育施設技術員）に任用するものです。

期間は、令和4年9月1日から令和5年3月31日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川添委員

教育施設技術員は、特定の学校に所属することになるのですか。

○課長

教育委員会の所属となりますので、朝は委員会に登庁して、そこから各校の作業にあたることとなります。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第5、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第2号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました「専決第2号・専決第3号・専決第4号・専決第6号・専決第9号・専決第10号・専決第11号・専決第13号 県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」川南町教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第2号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。

当該職員に、〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までです。

専決第3号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。

当該職員に、〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までです。

専決第4号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。

当該職員に、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申し、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、両者とも令和4年10月1日から令和5年3月31日までです。

専決第6号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。

当該職員に、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和4年8月31日から令和4年12月17日までです。

専決第9号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。

当該職員に、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の4名を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までです。

専決第10号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免その他進退について次の5名を内申するものです。

〇〇〇〇学校任用職員の〇〇〇〇氏の育児休業の承認を内申するものです。

期間は令和4年10月9日から令和5年8月27日までです。

次に〇〇〇学校臨時的任用職員〇〇〇〇氏の退職を内申するものです。

退職日は、令和4年10月8日です。

次に〇〇〇〇氏で〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和4年10月9日から令和5年3月31日までです。

次に〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、両者とも令和4年10月1日から令和5年3月31日までです。

専決第11号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。

当該職員に、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までです。

次に〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までです。

専決第13号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。

当該職員に、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和4年10月1日から令和4年12月31日までです。

以上です。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○小嶋委員

専決第6号の先生は、半年間の任用になっていませんが、何か理由がありましたか。

○課長補佐

この方は、産休補充となりますので、出産予定日が雇用期限となっております。その後、育休補充へと移行すると考えられます。

○小嶋委員

わかりました。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第6、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第3号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました「専決第5号川南町教育委員会職員の休職期間の延長について及び専決第

12号川南町教育委員会職員の休職期間の延長について」川南町教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第5号は、川南町教育委員会職員の休職期間の延長についてです。

当該職員は、〇〇〇〇氏で期間は令和4年7月25日から令和4年9月30日までです。

専決第12号は、川南町教育委員会職員の休職期間の延長についてです。

当該職員は同じく〇〇〇〇氏です。休職の期間を令和4年10月14日まで延長するものです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから報告第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第7、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第4号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました「専決第7号 川南町社会教育委員の解嘱について、専決第8号 川南町社会教育委員の委嘱について」川南町教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第7号は、川南町社会教育委員の解嘱についてです。

当該委員の平野博康氏を川南町社会教育委員の委嘱を解くものです。

専決第8号は、川南町社会教育委員条例（昭和45年川南町条例第15号）第2条の規定により川南町社会教育委員を次のとおり委嘱するものです。

当該委員に川野敏広氏を川南町社会教育委員に委嘱するものです。

期間は、令和4年9月1日から令和5年3月31日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求める

について」は、原案のとおり承認されました。日程第8、議案第1号「令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第1号「令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」御説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、令和3年度川南町教育委員会の自己点検・評価シート川南町教育委員会評価委員意見書を議会に提出し、公表するものです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○富山委員

報告書3ページの2教育委員会が管理執行する事務の中の（5）「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価に関すること」の説明では、「議会に報告し、公表した」となっているのに評価を「C」とした理由は何ですか。

○課長補佐

これまでは、8月に定例会で承認をもらい、9月の議会に提出していましたが、昨年度は、1月の報告となりましたので、遅くなったことの反省として「C」としております。

○富山委員

わかりました。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○川添委員

報告書10ページ、川南町教育委員会評価委員の意見書の中で、「本町在住外国人を活用した取組が出来ていないことは残念である。」とありますが、どのような意味になるのでしょうか。

○教育長

報告書4から6ページまでの「3教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務について」の各項目については、第2次川南町教育振興基本計画及びふるさと川南の教育の具体的施策、その中でも重点事項の取組について点検評価したものです。中項目Ⅱ「社会を生き抜く基盤を培い、未来を担う人材を育む教育の推進」の小項目に「社会の変化に対応した多様な人材を育む教育の推進」があります。重点事項として、地域在住外国人の活用による国際理解教育の推進を挙げ、外国人研修生を雇用している企業及び外国人研修生と交流を図りたいと考えておりましたが、コロナ禍により、思うような活動ができませんでした。評価委員の意見にも、これからの期待するとありますので、コロナの状況を見ながら、今後は推進していきたいと考えています。その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、議案第1号「令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」は、原案のとおり可決されました。日程第9、議案第2号「川南町就学援助費支給要綱の一部改正について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第2号「川南町就学援助費支給要綱の一部改正について」御説明いたします。

川南町就学援助費支給要綱（平成25年川南町教育委員会告示第5号）第1条の援助対象者を「川南町立の小中学校に通う児童生徒の保護者」に改めるものです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○小嶋委員

確認です。現制度では、町内在住又は川南町立小中学校に通う児童生徒の保護者が就学援助の対象者となっているとのことですが、今後は町内在住を削除した「川南町立小中学校に通う児童生徒の保護者」が対象者ということを支給要綱に明記するということですか。

○課長

そのとおりです。

○小嶋委員

区域外に就学している児童生徒の保護者の取扱いはどのようになりますか。

○課長

給食費及び医療費については、学校所在地の市町村が支給し、その他については、保護者の住所地の市町村が支給するように要綱で定めています。

○小嶋委員

わかりました。

○教育長

その他質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで質疑を終わります。これから議案第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、議案第2号「川南町就学援助費支給要綱の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。日程第10「その他」に入ります。まず事務局から連絡等があればお願いします。

○課長補佐

諸会議の案内文書をお配りしておりますので、内容を確認していただき、出欠の報告を期日までをお願いします。

○教育長

教育委員の皆様から、何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他になければ次回定例会の日程についてお諮りします。次回は、10月21日としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしということで、次回定例会の日程につきましては、10月21日金曜日9時から行うことに決定しました。これで、令和4年第9回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和4年10月21日

川南町教育委員会 教育長 坂本幹夫

川南町教育委員会 教育委員 本多京子